

京 都 大 学 情 報 環 境 機 構 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 機構は、情報基盤の充実及びこれに基づく情報環境の整備等を推進するための全学組織として、京都大学(以下「本学」という。)における教育、研究及び運営に係る活動を支えるため、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(3) } (略)</p> <p>2</p> <p>3 学術情報メディアセンター(以下「センター」という。)は、センターにおける研究開発の成果に基づき、機構において第1項各号に掲げる業務の支援を行う。</p> <p>(中 略)</p> <p>第12条 整備委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) センター長</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) センターの教授 若干名</p> <p>(9) } (略)</p> <p>2・3</p> <p>(中 略)</p> <p>(IT企画室)</p> <p>第18条 機構に、IT企画室を置く。</p> <p>2 IT企画室は、第2条第1項第1号及び第2号に掲げる業務のうち特定の専門的事項を処理するとともに、当該業務の実施に関し必要な調査研究を行う。</p> <p>3 IT企画室に室長及び専任又は兼任の室員を置く。</p> <p>4 室長は、本学の教職員のうちから、機構長が指名する者をもって充てる。</p> <p>5 前3項に定めるもののほか、IT企画室に関し必要な事項は、機構長が定める。</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1)～(3)</p> <p>2</p> <p>3 学術情報メディアセンター(以下「メディアセンター」という。)は、メディアセンターにおける研究開発の成果に基づき、機構において第1項各号に掲げる業務の支援を行う。</p> <p>第12条 } (同 左)</p> <p>(1)・(2)</p> <p>(3) メディアセンター長</p> <p>(4)～(7) (同 左)</p> <p>(8) メディアセンターの教授 若干名</p> <p>(9) } (同 左)</p> <p>2・3</p> <p>(IT基盤センター)</p> <p>第18条 機構に、IT基盤センターを置く。</p> <p>2 IT基盤センターは、第2条第1項に掲げる業務のうち、IT基盤に関する専門的事項を処理するとともに、当該業務の実施に関し必要な調査研究を行う。</p> <p>3 IT基盤センターにセンター長及び専任又は兼任のセンター員を置く。</p> <p>4 センター長は、本学の教職員のうちから、機構長が指名する者をもって充てる。</p> <p>5 前3項に定めるもののほか、IT基盤センターに関し必要な事項は、機構長が定める。</p> <p>(データ運用支援基盤センター)</p> <p>第18条の2 機構に、データ運用支援基盤センター(以下「データ基盤センター」という。)を置く。</p> <p>2 データ基盤センターは、第2条第1項</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(後 略)</p>	<p><u>に掲げる業務のうち、データ運用支援基盤に関する専門的事項を処理するとともに、当該業務の実施に関し必要な調査研究を行う。</u></p> <p>3 <u>データ基盤センターにセンター長及び専任又は兼任のセンター員を置く。</u></p> <p>4 <u>センター長は、本学の教職員のうちから、機構長が指名する者をもって充てる。</u></p> <p>5 <u>前3項に定めるもののほか、データ基盤センターに関し必要な事項は、機構長が定める。</u></p> <p>附 則 (令和5年達示第50号) この規程は、令和6年1月1日から施行する。</p>